

2 0 1 9 年 度
事 業 報 告 書

一般財団法人 製品安全協会

2019年度の事業報告書

(2019年4月1日～2020年3月31日)

1 はじめに

2019年度の日本経済の動向をみると、前半は景気拡大傾向が持続したものの、消費増税以降成長が陰り、2020年に入って新型コロナウイルス感染拡大の影響によりリーマンショックを超える影響が及ぶことが懸念される状況となった。

こうした状況にあつて、当協会の収入は、主たる収入であるSGマーク使用にかかる認証等手数料収益は前年度比微増の2億3,805万円であったが、予算比では9%減となった。支出は、経費等の削減に努めた結果、前年比368万円の減少、予算比で3%減となったが、総合収支は1,617万円のマイナスとなり厳しい結果となった。

収入の大部分を占めるSGマーク表示手数料収入について品目ごとに見ると、2019年度の手数料収入が1,000万円を超えた品目のうち、家庭用の圧力なべ及び圧力がまは、前年比14%増の2,695万円に、乗車用ヘルメットは5%増の1,533万円に伸びた。また、プラスチック浴そうふたは、住設メーカーのマーク離れが底を打ち、一部量販店のPB商品の表示増加を受けて2%増の1,758万円となった。2018年に過去分の納付が集中した住宅用金属製脚立は前年度比15%減の1,938万円、非木製バットも8%減の1,549万円となるなど、厳しい状況となった(表1参照)。

SGマーク基準等作成業務において、新規品目としては、車載ハンマー、スポーツ用アイガード、一酸化炭素発生抑制調理器具、トレッキング用ヘルメット、衝撃緩和帽については、2020年度中に運用を開始すべく検討作業を進めた。基準見直しに関しては、棒状つえ、自動車用油圧式ガレージジャッキ、自転車等用ヘルメット、住宅用金属製脚立・はしごについては、年度内に改正作業を終えた。また、流通事業者等からの要望を受けて、二段ベッドの基準見直し作業の第一段目を終了させた。他方、概ね10年以上使用実績がない基準のうち2品目について休止し、他の15品目については休止に向けた検討を行った。

SGマーク付き製品の海外、特に中国での生産が増加していることから、2010年に上海に設置した中国連絡所準備室を通じて、SGマーク付き製品の信頼性確保に努めた。

2 SG基準の作成及び見直し業務

1) 新規SG基準の作成

① 車載ハンマー

基準値設定根拠を得るため、車両内を模した疑似的な設備において、多様な被験者により実際に車載ハンマーを振ってもらい、高速度カメラを用いてガラスへの衝突速度を測定した。また、並行して、モーションキャプチャーを用いて同様の測定を行い、高速度カメラを用いての試験結果に対する適性を確認した。得られた試験結果をもとに、技術分科会において製品試験方法を検討し、簡易的な試験設備を設けて予備実験を実施した。なお、車両に用いられている強化ガラスには種々の厚みのものがあるため、SG基準の基準確認方法において規定するガラスの仕様について検討を行った。また、試験用ガラスが高額であるため、安価に性能確認が行える手法を検討するとともに、試験方法の正確性と耐久性を高めるための試験設備の開発を進めた。

② スポーツ用アイガード

2019年9月に第二回専門部会を実施し、試験方法についての説明を行った。また、11月には専門部会で説明した試験方法に基づき市販の製品を用いた公開実験を実施した。これらの実験結果を踏まえ、基準案作成作業を進め、2020年度の早期に事務受付が開始できるよう準備を進めた。

③ 一酸化炭素発生抑制調理器具

ワーキンググループを開催し、検査設備の状況確認及び市場品における一酸化炭素発生状況について実際に調理してその発生量を測定した。これらの実験結果から試験方法を設定し、分科会を経て基準案を作成した。2020年秋までに事務受付を開始する予定である。

④ 高圧洗浄機

当初参画を予定していた業界最大手（市場占有率90%超）が、SG基準の採用方針を止めたため、基準化を断念した。

⑤ トレッキング用ヘルメット（「トレッキング用キャップ」に改称検討中）

登山時に使用する頭部保護具としては、「登山用ヘルメット」が既に市場に存在している。当該製品は、主にクライミング用途（いわゆる「アルパインクライミング」や「沢登り」など）に使用する製品であるが、実際の山岳遭難では、トレッキングやハイキングなど軽登山で頭部傷害事故がより多く発生している。このような実態の下、各関係団体から、登山用ヘルメットより軽快で着用感のよい頭部保護具の開発が求められてきていることから、2019年8月から専門部会において軽登山時に着用する頭部保護具に対する必要な性能や安全性について審議を開始した。

⑥ 衝撃緩和帽

衝撃緩和帽は、日常行動における頭部打撲等による傷害を防止することを目的として開発されており、対象となる年齢層の幅は広いが、まずは子供、幼児用及び軽作業用の製品について検討を開始した。2019年10月に第一回専門部会を開催しており、2020年夏までにSG基準制定を完了し2020年秋までに運用を開始する予定である。また、第一段目の基準制定後、高齢者が怪我予防の目的で使う製品について、その在り方を検討し第二段目の基準作りにつなげていく。

2) 既存SG基準の見直し

① 棒状つえ

棒状つえにおいては、近年、自立型つえ（多点つえ）が増加してきた。また、このようなつえを、歩行補助に留まらず立ち座りの際の補助に使用して握り部が破断したという事故が発生した。このため、多点つえを適用範囲に含めてSG基準を見直すため2018年6月に専門部会での検討を開始し、2019年4月の安全管理委員会での審議を経て2019年5月に基準改正し、2019年6月に事務受付を開始した。

② 自動車用油圧式ガレージジャッキ

国内に数少ない逆輸入車において、国産車とジャッキアップポイントの形状が相違していたための落下事例があったため、現行基準を見直した結果、取扱説明書に、「ジャッキの受金が確実に車体のジャッキアップポイントにかかっていない場合、またはジャッキアップ中車体が安定しない場合は使用を控え、自動車の販売店等に問い合わせを確認すること。」の文言を追記した。なお、2019年5月に事務受付を開始した。

③ 自転車等用ヘルメット

1～2歳児向けのサイズ（AA人頭）及び帽子付きヘルメットを適用対象に含める一方、異なるリスク想定となり現在まで需要が無い電動車いす用ヘルメットを適用対象から外した。同時に材料要求事項の一部（あごひもの耐光性試験後の強度）要求についての見直しを行い、2020年4月1日より事務受付を開始した。

④ 店舗用ショッピングカート

対象月齢を超えた子どもが幼児用座席に座る、あるいは、下部バスケットに足をかけて立って乗るといった誤使用が多く見られることから、その対策として立ち乗り部を設けたショッピングカートの開発を関係業界が進めていた。SG基準には立ち乗り部の基準がないことから改正の要望が出されていたが、開発した製品は立ち乗り部を荷台の一種と解釈することにより現行基準で対応でき、また、同様の製品の普及が進んでいないため、基準改正を見送っている。

⑤ 幼児用三輪車

幼児用三輪車のSG基準は2001年に改正した後見直しが行われておらず、この間に製品

の構造や使用方法が基準に対応していない製品が市場に出てきていたため、改正の検討を開始した。現行基準で対象としているペダルがついた三輪車以外に、キックバイクのようなペダルが付属せず足で蹴って進む自転車のような製品や、幼児用のキックスクーターなども取り込むことも視野に、対象とすべき製品種類の調査と、関係団体、事業者等のヒヤリングを行った。

⑥ 二段ベッド

二段ベッドは最後の基準改正が1983年に行われていたが、流通事業者・製造事業者からSG表示製品を積極的に市場に提供したいとの意向を受けて、基準を見直した。これまでのSG基準は木製の製品を念頭に置いたものとなっていたが、近年では金属パイプ製のものが多数販売されていることから、基準に求められる事項を木製と金属製に分けて整理し規定した。また、構造的にロフトベッドと呼ばれる、机、棚等の付属品を組み込むことができる多機能な製品について、それぞれの付属品に対する要求事項についても明確にした。2020年5月上旬の改正基準の事務受付開始に向けて、2020年1月から専門部会での審議を開始し、電気的安全性への対応、最新JISとの整合等に配慮して2020年3月に基準改正案を取りまとめた。

⑦ 住宅用金属製脚立・住宅用金属製はしご

脚立は1975年、はしごは1977年にSG基準が定められ、30年以上に渡り安定した表示数量をあげてきた。過去何度か改正を行っているが、今回は、より安全に使用するための対策を含めて全面的に見直しを行った。基準制定以来、最大使用質量は100kg仕様となっていたが、30数年前に比べ平均体重が増え、かつ、そのバラツキも大きくなっており、100kg前後の者も多くなっている。そこで体重に加えて衣類・工具・荷物等や安全率を考慮して130kg仕様の型式区分を追加した。また、表示・取扱説明書の見直しも行った。2019年7月から専門部会での検討を開始し、2020年3月までに新基準を取りまとめ、2020年4月から事務受付を開始した。

⑧ イベント用テント

イベント用テントは、支柱フレーム部が折り畳み式の一体型となった製品で、比較的簡単な操作により、広げて設営でき、使用後に閉じて収納できるものを適用範囲とし、2018年4月にSG基準化を行った。2019年度は、ポリエステル製の生地だけでなくターポリン製の生地を使用した製品にも対応すべく基準改正案を検討した。2019年10月から専門部会の準備を行い進めてきたが、2019年度内ではまとまらなかったため、2020年夏までに基準改正予定とした。

⑨ 自転車用幼児座席

2020年4月1日付で、道路交通法に基づき各都道府県公安委員会が定める規則の改正により、自転車に同乗させることのできる幼児の年齢が従来の6歳未満から小学校就学の始期に達するまでに変更された。警察庁からの要請を受けSG基準の適用対象年齢に関する部分を整合させる改正を行った。2020年4月1日から事務受付を開始した。

⑩ プラスチック浴そうふた

ベビーバス（沐浴用浴そう）を浴そうふたの上で使用しているときに発生するベビーバスの落下事故について、通常予見される誤使用としてSG基準で対応するか否かを検討したところ、現時点ではSG基準の改正の必要性はないとの考えに至っている。

⑪ ウォーキングスポーツ用ポール

現行ウォーキングスポーツ用ポールのSG基準は、ノルディックウォークなどウォーキングスポーツに用いるポールに対する安全性について定めている。一方、近年ウォーキング学会では、ノルディックウォークの効用のひとつとして歩行困難者のウォーキングサポート目的なども提唱されつつある。このような背景の下、現行基準にウォーキングサポート用の要求を追加するSG基準の改正を行うこととした（改正後の名称は「ウォーキング用ポール」を予定）。2019年6月に専門部会において審議を開始した。2020年6月を目途に部会案を取りまとめる予定。

3) SG基準品目数の現状

1973年10月のSGマーク制度発足以降、消費者、生産者、行政機関等の要請を踏まえ、基準作成・改正を行っている。2019年度の基準作成品目に増減はなく143品目となっている。事務受付をしているSG基準品目は、「電動介護用ベッド」と「登山用ヘルメット」が休止となり112品目となっている。

4) WTO/TBT協定に基づく通報

WTO/TBT協定に基づき、基準作業計画、原案提示及び制定規格の通報を行った。2019年11月21日に「住宅用金属製脚立」、「住宅用金属製はしご」及び「イベント用テント」、2020年2月13日に「自転車用ヘルメット」及び「二段ベッド及びロフトベッド（旧基準名「二段ベッド」）」について、それぞれ原案提示（意見受付公告）を行った。

3 SG基準に基づく安全性の認証及びSGマーク表示交付業務

1) SGマーク表示申請の実績

2019年度のSGマーク表示手数料収入（消費税抜き）は、前年度比1%増となった。中長期的には漸減傾向が続いている（表1）。

(表1) SG マーク表示手数料収入上位 15 品目の実績表

(消費税抜き)

	品目名	2019 年度収入		2019 年度枚数	
		(千円)	対前年度比	(千枚)	対前年度比
1	家庭用の圧力なべ及び圧力がま	26,952	1.14	3,631	1.24
2	住宅用金属製脚立	19,375	0.85	1,139	0.85
3	クッキングヒータ用調理器具	19,324	1.03	3,225	1.03
4	プラスチック浴そうふた	17,583	1.02	1,758	1.03
5	非木製バット	15,487	0.92	309	0.93
6	乗車用ヘルメット	15,327	1.05	1,277	1.05
7	ゴルフクラブ	8,715	1.12	3,201	1.09
8	自転車等用ヘルメット	8,411	0.84	1,051	0.84
9	空気ポンプ	8,256	1.10	1,179	1.10
10	ベビーカー	8,107	0.71	270	0.72
11	棒状つえ	8,073	1.00	786	0.98
12	シルバーカー	7,584	1.23	303	1.23
13	イベント用テント	6,083	22.52	40	22.45
14	手動車いす	5,278	1.12	43	1.12
15	自転車	3,467	0.85	138	0.86
上記小計		178,028	1.02	21,165	1.20
上記以外の品目		45,869	0.95	53,938	0.91
合 計		223,897	1.01	75,103	0.98

上位15 品目のうち、SGマーク表示申請枚数が15%以上減少した品目は、ベビーカー、住宅用金属製脚立、自転車等用ヘルメットだった。一方、枚数が15%以上増加した品目は、家庭用の圧力なべ及び圧力がま、シルバーカー、イベント用テントだった。特に常に上位3品目に入っている家庭用の圧力なべ及び圧力がまは昨年の15%増に続き本年は24%増となり、イベント用テントは事務受付開始2年目で大きく伸び上位品目となった。

上表の数字は、決算データとは異なり、①消費税を含んでおらず、②収入は入金日ではなく発生日で計上している。

2) SG基準の休止

長期間、SGマーク表示の実績がなく、SG基準が陳腐化しているなどの理由から今後もSGマークの表示が行われる見込みが低い「登山用ヘルメット」と「電動介護用ベッド」について、2019年4月にSG基準の適用を休止とした。

3) 業務委託検査機関

当協会は、SGマーク対象品目ごとに国内外の検査機関と業務委託契約を締結した上で型式確認及びロット認証を行っている。2019年度末時点での業務委託検査機関は、国内15機関、海外9機関であった。

4) 工場登録・有効型式保有工場数

2019年度の新規工場登録数は5工場で、海外は2工場(うち中国1工場)であった。品目では、野球及びソフトボール用ヘルメット、プラスチック浴そうふた、住宅用金属製はしご、自転車等用ヘルメット、ゴルフクラブであり、登録数は700工場(複数品目登録の場合は重複カウント)で、前年度末より8工場増となった(休止工場の再登録3工場を含む)。このうち、有効型式保有工場数は381工場となり、前年度末より3工場減となった。また、海外の有効型式保有工場数は169工場と、前年度末より4工場減となった。なお、国別では日本の212工場(56%)を除くと中国の114工場(29%)が最も多く、台湾19工場、ベトナム14工場、ドイツ4工場と続いている。

5) 各種手数料及び検査機関との業務委託契約の改定

SGマーク表示申請企業の利便性向上のため、2011年度から業務委託検査機関の複数化を積極的に進めてきた。これに伴い検査手数料の外枠化、各種手数料の改定も実施した。

6) 注意喚起等

① ゆたんぼ

ゆたんぼは、2件の注意喚起を行った。1件は、臨時事後調査を実施したところ社内品質管理活動が十分ではなかった事案であった。当該工場製のゆたんぼを市場から購入して複数回に渡って緊急試買試験を行ったところ、現時点では不適合に至るものはなかった。引き続き厳重に確認を行うこととした。

もう1件は、事故・苦情に起因して緊急試買試験を行った結果、使用中にキャップが緩むものがあることが判明した事案であった。キャップと受けの材料の選定上の不具合によるものと推定された。この事案に対応するSG基準の改正審議を進めた。

② 卓球台

卓球台については、キャスターを固定するボルトナットが緩んでキャスターが脱落したために卓球台が倒れるという事故が発生した。卓球台を安全に使用するためには、点検、維持、整備が不可欠であり、ホームページにおいて安全点検に関して周知した。ま

た、事故当該事業者においては、ホームページで点検のお願いと点検方法について周知を図るとともに販売先を訪問して点検を実施した。なお、SG基準においても、点検の必要性や点検の方法について、分かりやすく具体的に求めるための基準改正の検討を開始した。

4 SGマーク制度信頼性向上のための検査・調査業務及び関連業務

1) SGマーク付き製品の試買検査

試買検査は次の三つの観点から実施している。

- ① 市場に出回っている製品について、SG基準に適合しているかどうか。
- ② SG基準が改正された製品について、改正後の基準に適合しているかどうか。
- ③ 業務委託検査機関複数化に伴い、同一の製品について複数の業務委託検査機関で行う試験所間にて試験結果に大きな差異がないかどうか。

2019年度は、4品目4銘柄(空気ポンプ、イベント用テント、ベビーカー、クッキングヒータ用調理器具) および緊急試買でゆたんぼについて、延べ6業務委託検査機関にて実施した結果、1品目1銘柄(クッキングヒータ用調理器具) についてSG基準不適合があったため、改善指導を行った。

2) 事後調査

登録要件が守られているかの確認、及び、SG基準の改正が行われた品目について改正後の基準に対応した管理方法が採られてことを確認するために、下記の7品目、13工場について調査を実施した。

- ・棒状つえ (5件)
- ・非木製バット (1件)
- ・ポータブルトイレ(1件)
- ・家庭用圧力なべ及び圧力がま (1件)
- ・乗車用ヘルメット (2件)
- ・クッキングヒータ用調理器具 (2件)
- ・ゆたんぼ (1件)

3) 改善指導

試買検査、事後調査や型式試験で不適合になった場合及び製品事故において製品欠陥が指摘された場合には、その事業者に対する改善指導等を行っている。2019年度は、試買検査にて不適合となったクッキングヒータ用調理器具及び臨時事後調査で不具合が発覚したゆたんぼについて改善指導を行った。

4) 中国における検査機関の支援

消費生活用製品安全法の特別特定製品に指定されているライターに関し、中国の寧波中盛産品検測有限公司が海外登録検査機関として認定されており、当協会として日本における適合性検査の申請サポートサービス業務を行っている。2019年度の申請は2件(前年度は0件)であった。近年の喫煙者数の減少傾向と喫煙者の電子タバコへの移行に加え、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けての諸施策(飲食店等での喫煙の制限等)によりたばこ用ライターの市場は縮小傾向にあり、廃業や倒産する事業者が出てきている。また、一部を除き、当協会を窓口として経由せずに直接寧波中盛産品検測有限公司へ申請するようになってきていることも理由の一つと考えられる。2020年3月には、登録検査機関の3年ごとの審査を経済産業省(実施はNITE)が実施した。この際の中国側との連絡調整について支援した。

5) 海外の事業者等との連携強化

SGマーク付き製品の海外での生産が増加しており、特に中国での製造が多い。このため中国連絡所準備室において、中国国内の関係事業者、業務委託検査機関等への対応、サービスに努めるとともに、当協会が行う工場調査、SGマーク普及促進等について活用を図っている。2019年度は、前年度に実施した中国の登録工場の所在地や連絡先の調査結果を補完し、円滑、かつ、確実に情報交換が行えるようにするとともに、必要に応じて、登録工場に対する事後調査を当協会から依頼して中国連絡所準備室単独で実施した。SGマーク製品を容易に追跡するための手段としてQRコードを併用する試みについて検討を開始した。また、SG普及対策としての広報ツールの検討を行った。

6) 工場品質管理評価制度

消費生活用製品を製造する工場からの要請に基づき、工場の品質管理状況を第三者の立場で評価する制度を運用している。2019年度は、申し込みはなく、実施しなかった。

5 被害者救済等の業務

1) SGマーク制度に基づく被害者救済

2019年度にSGマーク付き製品により発生した人身事故で、事故発生届を受理した事案は、踏台、卓球台、ゆたんぼなど7品目11件(2018年度8品目16件)であった。これらの事故については、専門家の意見も踏まえて、事故原因を調査のうえ審査を行い、製品起因と考えられる事故に対しては賠償措置を講じた。

2) 消費生活用製品PLセンターの業務

消費生活用製品PLセンターは、2019年度は、製品の事故・品質等に関する相談等392件を受理した。このうち、214件は消費者から、135件は行政機関・消費生活センターからの相談・問合せだった。相談内容区分では、PLセンターが助言や争点整理を行った「事故相談」、「クレーム相談」がそれぞれ103件と80件だった。

PLセンターでは、紛争解決手段として当事者からの申立に基づき判定会を設置し調停を行

うこととしているが、2019年度に判定会を設置し審査を行った事案はなかった。

6 情報提供・啓発・広報業務

1) SGマーク制度の普及促進を目的とした展示会等への参加

① 第46回国際福祉機器展 H. C. R. 2019

2019年9月24～27日開催の第46回国際福祉機器展H. C. R. 2019に出展した。2019年5月に棒状つえを基準改正したことから、棒状つえに特化した展示とした。また、多点つえを適用範囲に含めたことから、来場者に実際に多点つえを使ってもらおうレイアウト配置とし、SGマークの認識度を上げるためにSGマーク付き綿棒やSGマークのロゴを入れたルーペを配布した。

② ベビーカー安全協議会

ベビーカーの安全性確保のため発足したベビーカー安全協議会の活動に対して支援・協力を行った。2016年度に発足したベビーカーの ISO作成審議については、当協会もオブザーバーとして情報提供等の協力を行った。

③ 抱っこひも安全協議会

抱っこひもの安全性確保のため、2015年 2月に発足した抱っこひも安全協議会の活動に対して、引続き支援・協力を行った。

2) SGマーク制度の普及・啓発・広報業務

SGマーク制度の普及を図るため、当協会Webサイトの見直し、メルマガ配信を行うとともに、消費者団体の機関紙等への広告掲載を行った。特にメルマガにおいては、当協会発信のものだけではなく、事業者や検査機関等からもSGに関わる記事を広く募集し、それを名刺交換した方を中心に広く配信し、認知度向上に努めた。この他、当協会WebサイトからのSG関係事業者Webサイトへのリンク、製品紹介パンフレット等への「SGマークロゴ」の使用許可など、消費者団体や事業者等の要請に応えた。また、2019年10月に経済産業省主催の製品安全研修会に参加し、講師としてSGマーク制度の普及活動について啓発した。

3) 消費生活用製品PLセンター業務の情報提供

PLセンターダイジェスト(年4回発行)を、当協会Webサイトに掲載した。併せて地方自治体、消費者団体、業界団体、損害保険会社等に電子メール(185通)で配信した。

7 調査・研究業務

政府や各種団体等が実施する事業に参加し、製品安全対策についての基準作成等に協力す

るとともに、このような場を通じて得られた情報を当協会の活動に反映させた。前年度に引き続き、消費者庁、製品評価技術基盤機構等が主催する製品安全及び適合性評価に関する委員会に委員として参加し、製品安全対策の推進に協力した。

8 当協会の組織に係る業務

1) 組織・定員

2019年度末の当協会の常勤役員人数は2名、職員等人数は16名、総数18名だった。

2) 理事会の開催

① 第19回理事会(通算第111回)

2019年6月18日に第19回理事会を開催し、2018年度の事業報告書、収支決算書、IT化の推進のためのSG事業開発・拡充積立資産の取り崩し等について審議を行った。原案どおり承認された。

② 第20回理事会(通算第112回)

2020年3月23日に第20回理事会を開催し、2020-2021年度事業計画案及び収支予算案、評議員候補者の推薦等について審議を行った。原案どおり承認された。

3) 評議員会(第8回評議員会)

2019年6月27日に第8回評議員会を開催し、2018年度の事業報告書、収支決算書、公益目的支出計画実施報告書の報告及び監事(補欠)の選任等について審議を行った。原案どおり承認された。

4) 安全管理委員会の開催

① 第94回安全管理委員会

2019年4月5日に第94回安全管理委員会を開催し、棒状つえの基準改正、自動車用油圧式ガレージジャッキの基準改正、登山用ヘルメット・電動介護用ベッドの基準休止について審議を行った。同案が承認された。

② 第95回安全管理委員会

2020年2月28日に第95回安全管理委員会を開催し、住宅用金属製脚立及びはしごの基準改正、自転車等用ヘルメットの基準改正、二段ベッドの基準改正、イベント用テントの基準改正について審議を行った。このうちイベント用テントを除き、基準案は承認された。

③ 第96回安全管理委員会

2020年3月23日を締め切りとして第96回安全管理委員会を書面審議形式で開催し、自転車用幼児座席の基準改正について審議を行い、同案は承認された。

5) PLセンター運営委員会の開催（第48回PLセンター運営委員会）

2019年5月20日に当協会の会議室において、第48回PLセンター運営委員会を開催し、2018年度の相談等の受付状況、製品事故に係る相談等の処理状況、品質クレームに係る相談等の処理状況、SGマーク付き製品の事故処理状況等の報告を行った。

6) 情報化の推進

事務効率と正確性、申請者の利便性を向上させるために、SGシステムを新たに構築することとし、2021年初の運用を目標として、システムの基本設計を行った。また、協会内パソコンを更新し、併せて、OSをWindows7からWindows10に入れ替え、作業効率とセキュリティを改善した。

2020年1月から勤怠管理システムをクラウド化した。また、2020年3月から協会内の各種申請、稟議もクラウド化し、ペーパーレス化を推進した。